

東洋史研究

第五十卷 第三號 平成三年十二月發行

ホージャ・アフラールの不動産登記文書

——一五世紀中央アジアの私有財産所有について——

川 本 正 知

はじめに

一 文書の形式

二 文書の内容

三 ミルクの所有者

おわりに

はじめに

一五世紀後半、中央アジアのサマルカンドに居住し、イスラム神祕主義教團ナクシュバンディー教團のシャイフとしての活動のみならず當時マー・ワラー・アンナフルを支配したティムール朝に對して大きな政治的發言力を有したことで知られる通稱ホージャ・アフラール、ホージャ・ナーシル・アッディーン・ウバイド・アッラー（一四〇四—九〇）は莫大な

不動産を中央アジア各地に所有していたことが聖者傳の斷片的な記述により知られていた。⁽¹⁾しかし、その實態を具體的に知ることができるようになったのは、一九七四年チェホヴィチによって、彼の所有する不動産に關する文書集 O. H. Чехович, Самаркандские документы XV—XVII вв., Москва, 1974. が校訂・出版されたことによる。⁽²⁾

この文書集に含まれる一五世紀に書かれた文書十二通のうち四通がワクフ文書、⁽³⁾残りの四通がチェホヴィチによって不動産登記文書とされたものである(文書1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9)。八通はすべてホージャ・アフラールにたいして不動産を賣り渡したことを證明する文書であるが、賣買された不動産はすべてミルク *milik* と表現され、また彼のワクフ設定文書からワクフ物件として彼が寄進した不動産のほとんどはミルクであったことがわかる。

ミルクとはイスラムの私有財産を意味する言葉であり、筆者はすでにイスラム文化圏におけるミルクの意味とその歴史的展開を概略し、そう呼ばれる私有の不動産がイスラム文化圏にはワクフと並んで極めて一般的に存在するものであることを確認した。⁽⁴⁾そこで、つぎにこの八通の不動産登記文書の書式、内容を調べていくことによって當時の中央アジアにおける私有財産所有すなわちミルクの所有とはどういったことであつたかを明らかにしてみたいと思う。

今回我々が明らかにしなければならないことは、法學上の所有の問題ではなく現實に存在しているミルクの内容と當該イスラム社會におけるその所有の社會的・制度的意味、たとえば私有財産としての承認・保證はどのようにして行われ、またどのような人々が所有していたかなどである。その結論は、おそらくワクフ制度の研究と同じく、單に中央アジア社會のみにとどまらずこの時期のイスラム圏全域における私有財産所有の問題を考えるための一例とすることができであろう。また、それによってホージャ・アフラールという神秘主義教團のシャイフの莫大な不動産所有を當時のイスラム社會の法律的・經濟的枠組みの中で正當に評價することができるであらう。

まず、文書の形式から不動産登記の具體的手續きを見ることによって當時の不動産所有・賣買の社會的承認および保證は何によってどのようにして行われたかを探ってみよう。

一 文書の形式

八通の文書はほとんど同じ形式によって書かれている。共通した形式の説明のために、チェホヴィチの譯・注を参考にしながら文書1と文書6を抄譯し、注により内容を補った。

文書1

『ウズベク共和国中央國立文書館所藏。原文書二〇・二×五一・五cm。黒インクによるデーワーニー書體。文章の末尾に直徑二・二cmの圓形の印「祈願者アブー・マンスール・ムハンマド・ブン・ムハンマド・ミスキーン 援助者にして永遠なる主に依存する者」』

至高なる彼〔神〕こそが主 al-malik である。

八五九年ジュマード・アルアーヒラ月一二日〔一四五四年四月一日〕、ハサン・ブン・バイラムホージャ——彼の管理・處分は法的效力を有する状態にある (qala nafadhi tasarrufat-hi) ⁽⁵⁾——は以下のように供述した (iqrār kard)。

「私は、最終的な賣買により、ホージャ・ウバイド・アッラー・ブン・ホージャ・ジャラール・アッディーン・マフムードに對して私自身のミルク milk である屋敷 hawali を賣り渡した。

⁽⁶⁾ それはサマルカンドのスーズンガラン門街區 Kūy-i Darb-i Suzangarān にあり、二軒の家屋 khāna と倉庫 ganjīna とアーチ玄關 iwān と二階廊 bala-khāna と沐浴場 tahārat-khāna と一本の桑の木 yak dirakht-i qūt からなる。

その西側の境界は上述の購入者の所有する諸店舗 dakākin ⁽⁸⁾ に接する。

北側の境界は、ある部分は國有地 zamin-i pādshāhī に、ある部分はアミール・シールマトホージャ Amir Shīr-matkhwāja b. ……の家屋 khāna-hā に接する。

東の境界は行き止まりの道 *rāh-i ghair nafidha* に接し、南の境界も同じ。

全ての境界の區切りは明確なる標識による。

また、それは、全ての權利とそこに附屬する設備とともに (*bi-jam'i-i huquq wa marāḥiq-i an*) 現在通用せる一五〇〇公正ディーナール *dinar-i 'adī* で、等價の正しき相互交換により、債務不履行の責任は全て私の上にあるものとして (*ma' al-taqābuḍ al-ṣāḥib fi al-badalaini wa dāmān al-darak 'alayya*) 賣り渡され、⁽¹⁰⁾ 上述の被供述者が購入した。

賣買における商品の價格は、嘘やごまかしのない不動産査定者の評價による (*bi-taqwim-i muqawwim-i 'aqr*) 相當の價格 *thaman-i mithl* であつた。」

信賴できる人々の臨席により、權限を有する者が彼が眞實を語っていると認めることにより以上のことが承認された。

- 1 至高なる神の貧しき僕アブー・マンスール・ムハンマドが供述の内容を確證 (*shahada 'ala iqrār bi-mā fi-hi*)⁽¹¹⁾。
- 2 サアド・アッラー・ムハンマド・アルイスビージャービーが證人たち (*shuhūd pl. of shahid*) の一人。
- 3 アフマド・アリー・アルホラズミーが内容⁽¹²⁾を確證。
- 4 ホージャ・スルタン・ブン・ジャハンギールが内容⁽¹²⁾を確證。
- 5 バイラムシャー・ブン・ジュナイド・ラマダーン・ロウガンギールが内容⁽¹²⁾を確證。
- 6 アブド・アルアジーズ・ブン・ムハンマド・ブン・アブド・アッラーが内容⁽¹²⁾を確證。
- 7 マウラーナー・クトゥブ・アッディーン・ブン・マウラーナー・ウバイスが内容⁽¹²⁾を確證。
- 8 ムハンマド・ブン・アブド・アッラー・アルブハーリー・アルラズビーが内容⁽¹²⁾を確證。
- 9 貧者アリー・ハキーム・アルテルメディーの證言による。
- 10 アブド・アルカイイム・ブン・ムハンマド・ブン・アブド・アッラーが内容⁽¹²⁾を確證。

11 シャイフ・ムハンマド・アルシャリーフの證言による。

12 アミール・ジャラク・ザタニーが内容を確證。

13 ノウルーズ・マリク・サーガルジーが内容を確證。

14 マウラーナー・アフマド・ブン・マウラーナー・ユヌスが内容を確證。

15 ジャラク・ブン・マウラーナー・ムハンマド・カーシニガリーが内容を確證。

16 ムハンマド・ブン・ホージャ・ハージーが内容を確證。

17 ニザーム・アッディーンの證言による。

18 ヌール・アッラー・ブン・マウラーナー・ムハンマド・アルイスビージャービーが内容を確證。

19 ホージャ・シャイフ・ムザッファル・ブン・ホージャ・シャイフ・ハイダルが内容を確證。

20 ホージャ・ナームース・ブン・ホージャ・アイマンシャーが内容を確證。

21 マフムード・ブン・ムハンマド・ベク・ホラズミーが内容を確證。

22 ホージャ・ムハンマド・ブン・ホージャ・ハージー・ウマルが内容を確證。

23 ホージャ・シャイフ・アブー・イスハーク・ブン・マウラーナー・フサイン・シーラーズイーが内容を確證。

神の追想に祝福あれ！ 上述のように書かれたこの法に即した文書 *wathiqā sharʿiyya* の内容は合法や否や (*ṣaḥīḥ ya na*) の間についてのシャイフにして最も偉大なるイマーム *al-shaikh al-Imām al-aʿjall* ⁽¹³⁾——神が彼を嘉せられますように——の言葉はいかなるものなりや？ 神よ、明らかにし、我らに報い賜え。⁽¹⁴⁾

24 合法である。神が最もよく知り給う。アブー・アッサファール・ブン・シャイフ・アルイスラーム記す。

25 合法である。神が最もよく知り給う。ファドル・アッラー・ブン・アブド・アルワーヒド・ブン・アビー・アッラリス記す。

文書 6

「ウズベク共和国中央國立文書館所藏。原文書一八・五×四六・五cm。黒インクによるディーワーニー書體。文章の末尾に直徑三一・三cmの圓形の印「貧者ファフル・ブン・アビー・マンスール 貧困こそが諸事における私の誇り」。裏にワクフ登録文書。末尾に表と同じ印」

表

彼「神」よ！

八八五年サファル月一二日〔一四八〇年四月二三日〕ビービー・ラービア・スルタン・ビント・ホージャ・ムハンマド・ターヒル——彼女の管理・處分は法的效力を有する状態にある (qala nafadhi tasarrufati-ha)——、彼女は彼女自身の娘のスルタン・バフト・ビント・ホージャ・アミール・アフマドの全ての権限をもつ代理人 wakila 'amma muflaga であり、彼女の代理權 wikalat はサマルカンド——神よその保護を差し伸べたまえ——のカーディーにたいする法に即した請求 da'wa⁽¹⁵⁾ において……とホージャ・スルタン・バヤズィード・ブン・ホージャ……の證言により確證されているが、以下のように供述した (iqra kard)。

「私は、最終的な賣買により、代理人として、ホージャ・ウバイド・アッラー・ブン・ホージャ・ジャラール・アッディーン・マフムードに對して、サマルカンド地方 nāhiya のキョクサライ・マートリード Kūksarāy-i Mātrīd⁽¹⁶⁾ の農地 mazra'a にある本人 muwakila の私有財産 milk-i khass の二片の土地を賣り渡した。二片とも農耕に適している。

その一片の西の境界は古いラバド rabad-i kuhna⁽¹⁷⁾ の土地 'arsa に接し、北の境界はある部分が購買者のミルクに、ある部分は古いラバドに接し、東はある部分は公道に、ある部分は購買者のミルクに接し、南は故ホージャ・アミール・シャイフの息子のワジール wizarat ma'ab・ホージャ・サイイド・アフマドのミルクに接する。

もう一片は西の境界はマウラーナー・カンバル・ジャバール・ブン……の庭園に接し、北は賣買から除外された定

められたウルド ⁽¹⁸⁾urd に接し、東は定められた運河のクルタルメ kutarma-yi jüy-i mu'ayyan ⁽¹⁹⁾に接し、その南の境界はシャイフ・アルイスラームの故ホージャ・ジャラル・アッディーン・マウドゥードの遺産 tarikha の庭園に接している。

全ての境界の區切りは明確なる標識による。

また、それは、全ての權利とそこに附屬する設備とともに (bi-jami'i huquq wa marāḥiq-i an) 現在通用せる三二〇〇公正ディーナール銅貨 dīnār-i 'adī-yi fulūs 其の半額は一六〇〇ディーナールであるが、嘘偽りなく、また法的に無効なる條件もなく賣り渡された。等價の正しき相互交換でもって、法律上の債務不履行の責任あるものとして (ma' al-taqābuḍ al-ṣāḥih fi al-badalaini wa dāmān al-darak al-shar'i) 上述の購買者が購入した。

賣買におけるこの商品の價格は、公正な不動産査定者の評價による (bi-taqwim-i muqawwim-i 'adī) 相當の價格 thaman-i mithl であつた。」

信頼できる人々の臨席により、彼女は眞實を語っていると認められることにより以上のことが承認された。

- 1 シャイフ・ムハンマド・アッシャリーフイーの證言による。
- 2 祈願者サイイド・ムハンマド・アルワーズイーの證言による。
- 3 アブー・アルワッハープの證言による。
- 4 シハーブ・アッディーン・マフムード内容を確證。
- 5 ルトフ・アッラー・ブン・ハサン・アルフッターラーニーがその一人。
- 6 アブド・ラフ・ムラーズィム ⁽²⁰⁾'Abd-lahu Mulazim の證言による。
- 7 タージ・アッディーン・イブン・アルハーフィズ・アルカンディーの證言による。
- 8 シャイフ・ムハンマド・イブン・ヌール・アルイスラーム・ディユークーの證言による。

9 マウラーナー・カラーン・イブン・マウラーナー・ムハンマドの證言による。

10 アミール・ムハンマド・イブン・ホージャ・バハー・アッディーンの證言による。

裏

彼〔神〕よ！

〔表の文書の〕中の賣買された不動産は上述の供述された者〔購買者〕——至高なる神よかれの祝福を永續させ給え——の設定した五人のハーフィズに對するワクフである。彼らは定められた場所においてコーラン讀誦と聖なる言葉と教義上の諸問題の教育と研究に従事している。

設定者はこのワクフの収益に對して欲するところのいかなる種類の處分・管理をも行うことができるということが規定され、また、設定者は欲するいかなる規定をもつけ加えることができるし、また欲すれば規定を減らすこともできるとも規定された。神のおぼしめしあれば書かれることとなっているワクフ文書 *waqfiyya* に「寄進の」總額は明記されるであろうが、このワクフはその規定とともにここに登録 *musajjal* された。

さて、まず文書全體のことからいくと、一應不動産登記文書としておいたこの八通の文書は全て同じ形式で書かれている。すなわち、ミルクを賣った人物の供述 (*bi'at*) として一人稱で書かれた供述書である。⁽²¹⁾これがまさにイスラム法に則った供述の記録であることは、賣り手すなわち供述者の名の後の「彼の管理・處分は法的效力を有する状態にある」であるとか、「彼は(供述を行う)法的な資格がある状態である (*dar hali ki kamil al-ahliyya bud* 文書4、三行)」「法的に彼の供述が許可されうる状態にある (*hala jawazi iqrarihi shar'an* 文書11、二五〇頁)」とかの文言から、また譯中にトランスクリプションを示したイスラム法の用語法によって明らかである。

もちろん、これらの供述書はイスラム法廷において書かれた。

文書4、二行には、供述は「ケシュの町の法廷 mahkama-yi balda-yi Kishh において」行われたとあり、「カーディー・サイフ・アッラー・ブン・ナジム・アッディーン……」なる印が押してある。文書4はケシュ近郊の不動産売買の供述であり、明らかにケシュの町のマフカマすなわち法廷において書かれ、當地のカーディーすなわち法官が承認の印を押したものである。

そのほかの文書は、全てサマルカンドの法廷における供述の記録または法廷に提出された供述書である。不明の人物の印のある文書2をのぞいて、文書1、3にはアブー・マンスールの印、文書6、7、8、9にはファフル・ブン・アビー・マンスール Fakhr b. Abi Mansur の印が見え、一四七〇年のワクフ文書(文書5)には前者の署名と印がみられる。親子であるこの二人の人物はサマルカンドの、おそらくはハナフィー派のカーディーであった。⁽²²⁾

次に、文書を構成しているそれぞれの部分を順番にみていこう。記述の順序は全ての文書にほとんど共通である。

一 供述の行われた日時。

二 供述の場所(文書4のみ)。

三 供述者すなわち賣り手の名前。ここに、所有者の代理人として実際に契約に攜わった人物の名が記されている場合がある(文書3、4、6、7、8―2、9)。この場合、證人の證言によってその人物が正當な代理人として認められた旨の但し書きが挿入されている。代理人の證人として全て二人の名があげられている。譯出した文書6のその部分は破損していて、わかりにくいので、夫が妻の代理人として土地および土地所有の權利を賣り渡した文書7のその部分を譯してみる。

彼の代理權 wikalat は法的正當な請求 da'wa において、公平であり證言を受け入れられ得るマウラーナー・ウマル・ブン・マウラーナー・ムハンマドとマウラーナー・サイフ・アッディーン・ブン・マウラーナー・マスウードの證言により確證され、彼らの規定に従った證言と兩證人の内の一人による宣誓が行われた後に、彼〔夫〕の管理・

處分は法的效力を有する状態にある（文書7、三一五行）⁽²³⁾。

請求と譯した *q. a. s.* はイスラム法における訴訟または訴訟手續きを意味するが、⁽²⁴⁾ これらの但し書きにより、代理人としての正當性もイスラム法廷の認可を受けたものであることがわかるとともにその具體的手續きを知ることができる。

四 一人稱としての供述が始まり、まず、いつ誰に賣ったかが書かれる。文書4では供述のなされた日より八カ月ほど早い賣買契約成立の日時が書かれている（文書4、四行）。文書8—1以外は全て買い手はホージャ・アフラルまたは彼の代理人である。

五 不動産の説明。まず、不動産の種類。次にその場所すなわち不動産の東西南北の境界ごとの鄰接地の記述。鄰接するのが不動産の場合その所有者の名が記され、公道、行き止まりの道、運河なども鄰接地として記入される他、村 *qarya* 全體などの大きな不動産の場合はその領域の四角の記述と鄰接の村、丘 *Kuta* の名が記され（文書4、一三—二八行）、詳細な地圖があればその領域を完全に復元することができるであろう。

賣買されたものは一つ一つ細かくこの順序で記述され、最後に「全ての境界の區切りは明確なる標識による。」という言葉で締めくくられ、「全ての權利とそこに附屬する設備とともに」賣られたことが記される。

ここで我々にはやや奇異に感じられるのは、農地に關してもその面積が書かれていないことである。しかし、ワクフ文書のミルクからワクフへ轉化された農地の記述にはそれぞれの面積が書かれている場合があり（文書10）、また文書2、一〇行には、鄰接するホージャ・アフラル所有のミルクが一八ジャリーブ（約四・五ヘクタール）であったことが書かれておりおそらく面積は把握されていたものと思われる。ただ、登録文書では相對的な不動産の位置關係だけで十分な情報とみなされたのであろう。

六 次に不動産の價格。全て純粹な銅貨（*fulus-i sara*）の公正ディーナールで表示されており、それ以下の金額は六分の

一を示す *daḥs*、二四分の一を示す *ṭasūʿ* (*ṭasūʿi*) によって表されている。當時の中央アジアにはテングと呼ばれる銀貨が通用しており、一テング⁽²⁵⁾二〇銅ディーナールなる比率で使われていたことも知られている。實際ワクフ文書の中では不動産の価格を銀貨表示している部分があるが、文書9の一五萬ディーナールの金額も銀貨表示がない。銅ディーナールが単位貨幣としての法定通貨であったと思われる。

また、ほとんどの文書では価格の後にその半額が表示されているが、おそらく正確を期す爲であろう。

さて、注目されるのは金額の後の「不動産査定者の評價による相當の價格」という文章である。定型化された文章であるので單なる決まり文句かも知れないが、この文書は法廷において作成されたか、法廷に提出された文書である。不動産査定人の評價によるいわゆる不動産の適正價格というものの存在を認めていいだろう。⁽²⁶⁾

七 次に證人達の署名。ファクシミリを見ると文書2と文書7は文書を書寫した同一人物が全ての署名をも書き寫しているが、その他はさまざまな筆跡で署名が行われており、證人たち一人一人が署名したものと考えられる(ファクシミリ五一九、五二二、五二六、五二九、五三九、五四三、五四六、五五一頁参照)。證人の人数は、文書1が最も多く、やや性格を異にする一番目のカーディーの署名と二四、二五番目の署名を除いて二二人の署名があり、最も少ない文書4の二人をのぞくと大體一〇人前後の署名がみられる。そのほとんどの人物がどういった人々かわからないのであるが、當該不動産の所在地に何らかの關係を有する人々であろうと推測される。文書1の三番目の證人は同じ街區に家屋を所有していた人物であり、文書7はサマルカンド北西のサリプル *Saripul* 近郊の農地の賣買に關するものであるが、證人九人のうち七人がサリプリーなるニスバを持っている。また、その一人マウラーナー・ウマル・ブン・マウラーナー・ムハンマド・サリプリー(文書7、四〇行)は、代理人の正當性の證人でもあり、また賣買された土地の鄰接地を所有している(二二行)。

また、文書9の第一番目の署名が「シャイフ・アルイスラーム、アブー・アルマカーリム (*Abu al-Makārim al-shaykh*)

al-Islam) が内容を證言する(二三行)と讀めるならば、おそらくチェホヴィチが比定しているティムール朝末期の動亂期にサマルカンドの市民の代表者として活躍したホージャ・アブー・アルマカーリムである。彼がシャイフ・アルイスラームであったことは確認できなかったが、都市の法學者の長シャイフ・アルイスラームはマー・ワラー・アンナフルにおいては傳統的に有名なハナフィー派の法學書『ヒダーヤ』の著者ブルハーン・アッディーン・アブー・アルハサン・アリー(一一九七歿)の子孫がその地位につくことになっていたと言われ、彼もその一人とされている。文書9の物件はサマルカンド市内のハンマームであるが、その價格はけた違いに大きい。當時のシャイフ・アルイスラームが證人として筆頭に署名したとしても決しておかしくはない。⁽²⁹⁾

さて、注目すべきは文書1の二四、二五番目の署名である。譯文から明らかなようにこの二人はハナフィー法學派の創始者の言葉に照らしてこの文書の内容が合法か否かの質問に對して答えている。文書9のやはり用紙の右側の餘白にも同じ質問があり、ムハンマド・アリー・ブン・シャムス・アッディーンなる人物が署名し答えている。

この三人の人物のうち、二五番目の人物は法學者³⁰Agahアブー・アッライスの一族のファドル・アッラーとして一五世紀中ごろのサマルカンドのウラマーとして知られている人物である。彼は『ブースターン』なる本の著者として知られ、勉學と教育にほとんどの時間を費やしていたと言うから、市内のマドラサで教えていたのであろう。また、ウズベクのシャイバーニー・ハーンが一五〇〇年サマルカンドを占領した際にはアブー・アッライスの一族のホージャ・ハーヴァンドなる人物をシャイフ・アルイスラーム職に任命している。有力な法學者の一族であったと考えられる。⁽³⁰⁾

すなわち、文書1、文書9に關しては法廷、具體的にはカーディーから市内の法學の専門家たちに諮問が行われたと推測されるのである。

八 裏書き。文書6、7、8には、購入された當該文書の不動産が定められた施設にて働く五人のコーラン讀唱者ハーフィズのワクフ物件とされた旨を記す裏書きがある。嚴密にいえば、文書8では同じ物件に關するもう一つの登記文書

(文書8-2) が裏に書かれその下に書かれている。

文書7だけ末尾に登録の年代八九〇年ズー・アルヒツジャ月一〇日(一四八五年二月一八日)が書かれているが、そこを除けば全て同一の文章である(文書6裏上訳文参照)。ファクシミリを見るとまったく同じ筆跡で書かれ、同じカーディーの印が押されている。これらの不動産からの収入により五人のハーフィズが雇われたと考えるよりも、当該三文書の不動産は一括して文書7の期日に五人のハーフィズに對するワクフ物件に轉化されたと考えることが自然である。それらはいずれ書かれるワクフ設定文書に記されることになっているが、この時点で法廷においてミルクからワクフへの變更の申請・登録がなされ、その賣買登記文書の裏書きとして記録されたのである。鄰接の店舗の記述に所有者の名が書かれ、それがワクフ物件であると書かれている例があり(文書3、一八一一九行)、ワクフとしての登記後の状況を表している。

以上の文書形式の考察から、私有不動産賣買にともなうイスラム法廷におけるさまざまな手続きを確認し得る。まず、こういった手続きが一般的なものであるかどうか、すなわち、これらの八通の文書は何らかの不動産をめぐる係争に伴い法廷に提出されたものか、それとも賣買契約には必然的にともなう手続きであったかの問題である。

當文書集には、ホージャ・アフラルによるワクフ設定文書が四通含まれており、それらには百を越す不動産群がワクフ物件とされているのであるが、それらの物件の記述の中に「供述した(qārār kard)」の後に続く「私は(または我々は)賣り渡した。」によって始まる農地の説明が七件ある(文書11、二五〇—五一頁)。明らかに、これらは何らかの理由により「供述書」がそのままワクフ文書に寫されてしまったものと考えられる。ということは、多數の不動産を含むワクフ文書作成の際に参照されたのはおそらくこれらの「供述書」であったと思われる。従ってこれらの文書はまさに賣買契約承認書であるとともに「不動産登記文書」として一般的に存在していたものと推測されるのである。

では次にこの不動産登記の手續きから、ミルク賣買のイスラム社會における意味を考えてみよう。

賣買契約成立後、買手は賣り手と證人達を伴つてイスラム法廷に出頭し、賣り手の供述書の形態で登記文書をつくり、證人達がサインしてカーディーが承認の印を押す。文書1のようにカーディーが筆頭にサインする場合もあるし、口頭の供述書の形をとっているが、登記文書自体は専門の書記によつて先に作られ提出されカーディーの承認を受けることもできたであろう。また、価格は不動産査定人による標準價格である。ときにはカーディーは法學者たちにイスラム法に照らしてその内容が合法か否かを諮問する場合もあった。

以上の手續きを見る限り、賣買には法官を含めた多數のイスラム社會成員の承認が必要である。さわめて強い公共性への配慮がその賣買にみられる。ミルクは私有財産と譯されるが、もともと共同体による不動産所有の觀念の強いイスラム社會の枠内における私有なのである。全ては神の所有というイスラム法上の原則の神とはもちろんイスラム共同体の謂いである。とすれば、その人間による所有はその借用とされ、神の命令としてのイスラム法シャリーアに則つてイスラム法廷に申告・登録され、カーディーによつてイスラム共同体における法的保證が行われていたのは當然のことである。一五世紀の中央アジアにおいてもこの一般的イスラム法通念が貫徹されていたのであり、現實にサマルカンドやケシュにおいて共通の制度として機能していたことを確認し得る。また、この時代に多數見られるワクフ機構も確かにその通念の延長上に位置づけられ、ミルクとしての所有は法廷における登録の變更としてワクフに轉化されていたのである。

ここで注意しておきたいのは、その登録、それによる法的保證がイスラム法廷においてなされており、その法は決して王朝國家權力を背景にするものではないと言ふことである。法の擔い手たちと王朝國家支配者は常に密接な關係にあるが、決して一體となることはなくその緊張關係はイスラム圏全般にみられる現象である。一五世紀後半における中央アジアを支配したティムール朝においてもその緊張關係を見いだすことが可能であるが、その背景にはミルク・ワクフというイスラム教徒の基本的財産所有を保證するのがイスラム法およびイスラム法廷であり、王朝は神の法としてその改變す

ら思いもおよばなかったと言う事實が存在する。

また、私有財産所有・賣買というものにイスラム法、現實的にはカーディー、法學者が實際にはどのように關與しているか、イスラム共同體的不動産所有の概念は現實のイスラム社會の中にどのように働いているかという一般的イスラム社會を理解するための基本的な問題に對して、上の事例は一五世紀後半の中央アジアにおけるという限定をつけながらも一つの回答を與えうと思われるのである。

次に、文書の内容をもう少し具體的にみていくことによりミルクとよばれる私有財産はいったい何であるかを見ていこう。

二 文書の内容

まず、上にみた形式をふまえて次に残りの六通の文書の内容を整理してみよう。

文書の内容

文書 2

年代 一四六三年一月二二日

賣手 Nigār Bigi bint Bahlūl Bī (女)

買手 ホージャ・アフラー

物件 三片の土地 *zamin* (サルカンド郊外の *Maḥṣaq*)

價格 90d.

文書 3

年代 一四六四年九月—一四六五年八月の間（文書のはじめの部分が存在しないが三七行目の署名に八六九とある）

賣手 娘 *Ṣāliha Sulṭān bint Mawlānā Ahmad al-Shujā'* の代理人である母。

買手 ホージャ・アフラール

物件 サマルカンドのバーザールのさまざまな業種の店舗 *dukkān* 一二軒（六に分けて境域が記されている）

價格 34000d.

文書⁽³¹⁾ 4

年代 一四六九年二月二日

賣手 *Khwāja Kalān b. Khwāja Kalān b. Khwāja Tughlqshāh*

Khwāja Amir Hasan

買手 ホージャ・アフラールの代理人 *Mawlānā Allāh Birdi b. Amir Darwish al-Kishī*

物件 一片の土地（ケシ近郊の *Mīrān Kalān* 村）

Mīrān Kalān 村の一二分の一の共同所有權 *mushā'*

右の共同所有權に含まれる共同所有の *qurā*⁽³²⁾

價格 1128. 75d., 71. 25d.

文書 7

年代 一四八〇年八月八日

賣手 妻 *Kimīyā Khātūn bint Muḥammad Darwish* の代理人である夫 *Amir Khwāja b. Pirak*

買手 ホージャ・アフラール

物件 三片の土地（サリブル近郊 *Razmāz*）

塀に圍まれた土地 *ḥa'it* (サリプル近郊 *Razmāz*)

二片の土地の二分の一の共同所有權 (サリプル近郊 *Razmāz*)

價格 330d.

裏書 五人のハーフィズへのワクフに指定 (一四八五年二月一八日)

文書 8—1 (表)

年代 一四八二年四月二日

賣手 *Khwāja Ibrahim b. Khwāja Muḥammad Dihqān*

買手 *Amir 'Abd al-'Alī Tarkhān b. Amir Bastām Tarkhān*

物件 一片の土地 (サリプル近郊 *Razmāz*)

價格 450d.

文書 8—2 (裏)

年代 一四八四年六月二日

賣手 文書 8—1 の買手の代理人 *Mawlānā 'Abd Allāh b. Mawlānā Isrā'īl*

買手 ホージャ・アフラール

物件 文書 8—1 の物件

價格 450d.

裏書 五人のハーフィズへのワクフに指定

文書 9

年代 一四八四年九月二七日

賣手 Khwāja Muḥammad Ṣadiq b. Khwāja Muḥammad の代理人 Khwāja Muḥammad Rabī' b. Khwāja Jalāl al-Dīn

買手 ホージャ・アフラール

物件 ホージャ・ニザーム・ハンマームとして知られる公衆浴場の二分の一の共同所有権（サマルカンド市内ムハンマド・チャブ・バーザール）

價格 150000d.

ミルクとして賣買されたものは、土地、店舗、屋敷、土地と村とハンマームの共同所有権である。

このうち壓倒的に高價なのが、市内のハンマームの共同所有権である。賣り手は自分の持っていた二分の一の共同所有権をホージャに賣り渡したのである。ラムトンのイランにおける研究によれば、共同所有、共同所有権と譯した *mushā'at* とはある不動産を複數で所有する形態をさし、その持ち分に應じてその収入を得ることのできる權利であるという。⁽³³⁾ ハンマームの二分の一の共同所有権とはその収入を二分の一の持ち分に應じて取り得る權利である。

また、文書4では村の、文書7では土地の共同所有権が設定され、賣買されている。このことは他のミルクの取得にも當てはまると思われる。すなわち、ミルクを買うとはその不動産からの収入を取得する權利を買うのである。ミルクの所有とはまさにこの收益權の取得を意味する。これは、文書6、7、8の不動産がハーフィズ達のワクフに設定されていることから明らかである。そもそも、イスラム法における所有權概念の基本的部分はその收益 (*ʿistiḥlāl*) の取得であるとして⁽³⁴⁾ されている。

店舗については賃借契約が、土地・村については小作契約がそれぞれのミルクの使用者・耕作者との間に結ばれていたものと考えられる。文書1の屋敷については購入者が居住・利用した可能性は残るが、居住家屋としてかまたは収入を生

み出す何らかの商業施設としてやはり賃貸契約が結ばれたであろう。

次に、賣り手一〇人のうち四人が女性であることに注目してみよう。文書2は女性自身が、文書3、6は娘のミルクを母が代理人として、文書7は妻の土地を夫が代理人として賣り渡している。親権者及び配偶者が代理人となって賣っている事實はどう解釋してよいかわからないが、女性たちの所有していたところのミルクはおそらく遺産であろう。周知のようにイスラム法では女性にも遺産相続の権利があり、彼女たちは個人として自身の財産をもちえた。しかし、一族の財産の分割を嫌うイスラム社會では、女性への遺産は生前分與され現金化される場合がしばしばあるといわれる。⁽³⁵⁾ 上の例は全てその現金化のケースであろう。また、實際、隣接不動産の記述に「某の遺産」とされているものがしばしば見られる。⁽³⁶⁾ ミルクは遺産として残し得るものであったからこそ、上のケースのように、またしばしば賣買されたと考えられる。

以上の分析から、さまざまな不動産が同じミルクとして賣買され登記される背景には、ミルク所有の主たる目的は當該不動産の収益権であり、またそれは遺産として残し得る個人の財産であると考えられていたことがわかるのである。

三 ミルクの所有者

この八通の文書のミルクを所有していた賣手・買手一人の内では二人の人物についてしか情報がない。

一人はもちろんホージャ・アフラルであり、サマルカンドの神祕主義教團ナクシバンディー教團のシャイフである。

彼はティムール朝君主アブー・サイード（在位一四五一一六九）、その息子でマー・ワラー・アンナフルを支配したスルタン・アフマド・ミルザ（在位一四六九—一四九四）の時代のサマルカンドにおいて大きな政治的影響力をもっていた。また彼の弟子たちの残した聖者傳によれば、彼は一三〇〇以上の農地を各地に所有し、サマルカンドの私有農地だけから毎年八萬マンの穀物をスルタン・アフマド・ミルザのディーワーンに十分の一税（*ushr*）としておさめ、それら所有不動産の管理・

監督のためにサルカール・ダールなる人々が彼のもとで働いていたことは既に述べた。⁽³⁷⁾ 文書4にみえるホージャ・アフラーの代理人として土地を購入している人物はケシュのサルカール・ダールであろう。また、これらの聖者傳に現れるホージャ所有の農地はミルクとして購入されたことが文書の上で確認された。

もう一人は文書8のアミール・アブド・アルアリー・タルハン・ブン・アミール・バスターム・タルハンである。

彼は、當地のティムール朝政權を支える軍事貴族アミールまたはベグである。この人物はアブー・サイードに仕え、サマルカンドのスルタン・アフマド・ミルザの政權の最も有力なアミールの一人であった。また、ブハラ⁽³⁸⁾のハーキム職にあり、三〇〇〇人に達する従者がいたと伝えられる。また、ホージャ・アフラールの熱烈な信奉者でもあった。文書8では、彼が二年ほど所有した土地が彼の代理人によってホージャ・アフラールに購入時と同じ値段で買われ、おそらくその翌年ワクフ物件とされた。登記文書からは實際に金が支拂われたかどうかはわからないので、これはアミールからホージャに對してなされた土地の寄進かも知れない。

鄰接の不動産の所有者として現れる多數の人物の内、情報のある人物は二人である。

文書3の賣買された店舗に鄰接する店舗の所有者のホージャ・マウラーナー^(一七行)は同時代のマー・ワラー・アンナフルのシャイフ・アルイスラーム、ブルハーン・アッディーン・ブン・イサーム・アッディーンである。彼は、サマルカンドに居住し、アブー・サイード時代のシャイフ・アルイスラームとしてホージャ・アフラールとその政治的影響力を競⁽³⁹⁾あっていた。

同じく文書3の鄰接店舗の所有者のアミール・アルウマラー・アミール・サイイド・マジード・バハードル^(二四行)はティムール朝アブー・サイード政權を支えた最も有力なアミールの一人であるアルグン族のアミール・サイイド・マジード・アルグンである。彼もホージャ・アフラールの信奉者⁽⁴⁰⁾であった。

以上の四人しか特定できないのであるが、彼らがイスラム社會の指導的立場にある人物と遊牧民出身の軍事貴族アミール

ルとの、すなわち聖俗兩界の代表的人物であるということは象徴的である。このことはミルク所有が収益を目的とするものであったことを確證するとともに、社會的に富裕な階層の投資であったことを推測させる。

また、特定はできないものの、文書6の譯文で見たように鄰接不動産の所有者の中にはシャイフ・アルイスラームやワジールと書かれている人々がみられ、マウラーナーやホージャやウスタードなどの尊稱、アミールなる稱號らしきものをつけて記されている人物が多い。そして、これらの文書とワクフ文書の鄰接不動産の所有者として極めて多數の不動産所有者の名があげられていることから、彼らが土地所有農民・商店を所有する小賣商である可能性を否定してしまうことはできないにしても、印象としてミルクは當サマルカンド都市社會においてきわめて一般的にみられる有産階級の投資としての不動産所有形態であったと推定されるのである。

最後に、鄰接不動産の記述に國有地 *zamin-i pādshāhi* (文書1、二行、文書3、二行)、*zamin-i mamlaka* (文書7、一—二二、一三、一八、二二行)とされているものがあることを述べておかなければならない。また、ワクフ文書の中の鄰接地に *zamin-i mamlaka-yi pādshāhi* (文書集二六八頁)とされているものがあり、なんらかの國家的・王朝的所有を表しているように思われるが、「國有地」は言葉の上からの假の譯でありその實體は明らかではない。⁽⁴¹⁾

おわりに

當論文では八通の不動産登記文書から一五世紀中央アジアのイスラム法廷における不動産登記手続きを明らかにすることにより賣買されたミルクと呼ばれる私有不動産はイスラム法の私有財産制度における正當な所有として法的な承認・保證が行われていたこと、また大部分の場合不動産所有の目的はそこからの収益の取得であること、不動産の所有者はティムール朝支配を支える軍事貴族たちを含む社會のいわゆる有産階級であったと思われることを述べてきた。そのことによって當時の中央アジアのイスラム法の貫徹した都市社會とその發達した制度、その擔い手たちを實像として把握し得た

と思う。また、この社會に存在する神秘主義教團ナクシュバンディー教團の財政的基盤もミルクであったことを確認した。

また、當論文の目的の一つは、ミルクという言葉に具體的なイメージを與えることでもあった。この言葉は中央アジアのみならずイスラム文化圏各地域において近世にいたるまでしばしば歴史資料にてくるにもかかわらず、日本においては正確にその内容が把握されているとは言いがたい。チェホヴィチは文書集の英文サマリーにおいてミルク研究の重要性を指摘し、ソ連邦における研究を紹介してくれている。筆者はまだそれらの研究全てに目を通したわけではないが、一六世紀以降の文書の研究が大半を占めているようである(六三二頁)。まず、一五世紀の不動産登記文書だから今後の研究の基礎となるような概念の抽出が我々には必要であると思われる。今回提出した一五世紀中央アジアの不動産所有に關するさまざまなイメージをより確かなものとする作業を行いつつ、時代的にも地域的にも範圍を廣げてイスラムの不動産所有の問題に取り組んでいきたいと思う。

註

- (1) ナクシュバンディー教團及びホージャ・アフラルについて
 では川本正知「ナクシュバンディー教團の修業法について」『東洋史研究』四二二、一九八三、同「ナクシュバンディー教團」『世界史への問い』四、岩波書店、一九八九参照。
 また、特に彼のティムール朝君主との關係および政治的活動については、同「ホージャ・アフラルとアブー・サイード」『西南アジア研究』二五、一九八六参照。

- (2) チェホヴィチの序文の簡単な紹介が関野英二「ナクシュバンディー教團に關する最近の諸研究について」『イスラム世界』二一、一九八三にあり、文書の全文を知ることができ

- る。また、文書の内容を Jo-Ann Gross, *The Economic Status of A Timurid Sufi Shaykh: A Matter of Conflict or Perception?*, *Iranian Studies*, Vol. XXI, Nos. 1-2, 1988, pp. 99-101. に文書 1 から 9 まで比較的詳しく紹介されているが、この論文は文書自身の分析をおこなったものではない。

- (3) このうち文書 5 については川本正知「ホージャ・アフラルのワクフ文書」『人文學報』六三、一九八九、五三一六八頁参照。文書 10、11、12 のワクフ設定文書については同「ナクシュバンディー教團」一九〇—一九六頁にやや詳しく紹介

しておいた。

- (4) 川本正知「イスラムの私有財産(hill)について」『オリエンツ』三四—一、一九九一、印刷中。

- (5) *hala* を前置詞と考え、後述する *dar hali ki* をそのペルシア語譯と解したが、同様な意味で *hala* を動詞として讀むべきかもしれない。

- (6) ホージャ・アフラルの父ホージャ・ジャラル・アッディーン・マフムードに對するものを含めて、三行目から七行目に及ぶ長い賞賛の形容字句がつづくがここでは譯出しなかつた。

- (7) スーザンガラーン門はサマルカンド市南側城壁のほぼ中央に位置する門。同名の街区は市の中央からこの門へ向かう公道沿いに位置するものと思われる。

- (8) ここにも購入者、すなわちホージャ・アフラルに對する賞賛の形容字句がつづくが省略した。以下いちいち註記しない。

- (9) この人物の名前の後半部分は讀めない。

- (10) *tagabuf, darak* の意味は *Schacht, J., An Introduction to Islamic Law, Oxford, 1964, pp. 138—9, 152.* 参照。

- (11) この署名の上に印が押されている。すなわち署名したアフ・マンズールはその上に自分の印を押した。また、この署名は以下の證人達の署名より大きく書かれている(文書集五一頁、ファクシミリ参照)。印によって明らかになように彼はこの時代のサマルカンドのカーディーである。

- (12) この人物は明らかに同じスーザンガラーン門街区にあった

ホージャ・アフラルが建てたマドラサの鄰近に家屋を所有していた人物である(川本正知「ホージャ・アフラルのワクフ文書」五七—五八頁)。

- (13) イスラム法におけるイマームとは普通それぞれの法學派の創始者とされるシャフイーやマリークを指す。そのうち「最も偉大なるイマーム」と言えば、ハナフィー派のアブー・ハニファ(七六七歿)を指す。同様な質問のある文書14(三〇四頁)では、「イスラムのイマームたち」*al-imma al-islamiya* となっており、アブー・ハニファのみならず、他の學派の創始者たちも言及されている。

- (14) この文章及びそれに續く二人の署名(二四、二五)は、用紙の右側の餘白に縦に書かれている(文書集五一頁、ファクシミリ参照)。

- (15) 一行目につづくこの文章は上側に逆に書かれており、紙の上邊の傷みのために讀めなくなっている部分がある(文書集五三八頁、ファクシミリ参照)。

- (16) マートリードはサマルカンド北方城外の郊外區 *Maḥalla*。村 *qarya* と記されていることもあり、ここにホージャ・アフラルは多くの土地・果樹園を所有しており、また弟子やティムール朝君主が訪れたとされる邸宅をもっていた。キョクサライはそこに屬する地名か(文書集三九二頁、注前、川本正知「ナクシュバンディー教團」一九五—一六頁)。

- (17) ラバドは都市の郊外區域を表すが、この場合は八世紀に造られた古いその周壁の一部を指すのであろうと推定されている(文書集三八六—七頁、注53)。

(18) タジーク語に残っている言葉で、灌漑の要のある土地につけられる水が流れ出さないための餘り高くない土手をさすという(文書集三八七頁、注54)。

(19) *katarna* の意味はわからない。一應チェホヴィチにたがって轉寫しておいたが、注(18)と同じく今日使われなくなった灌漑に關する言葉の一つであらう。

(20) 「彼の奴隸。従者」という意味で、名前ではない。奴隸は證人になることができないから、名前のかわりの謙讓のサインかも知れない。

(21) *iqar* はイスラム法において、承認、自認、白狀、告白、口供などと譯され、法廷においてまたは法廷に對して自ら認めるという意味であるが、ここでは裁判というほどのことではないので供述と譯した(Schacht, J., *An Introduction to Islamic Law*, p.151.)。

(22) 川本正知「ホージャ・アフラルのワクフ文書」五四—五六頁參照。

(23) 磯貝健一氏の御教示によりチェホヴィチの譯文を訂正した(文書集九二頁露譯と對照)。謝意を表す。

(24) Schacht, J., *An Introduction to Islamic Law*, p.189.

(25) ワクフ文書にてでくる銀貨はハーニー・テンゲ *tanga-yi khani* (文書10、一六九—一七二頁) とグルルガーニー・テンゲ *gürğani* (文書11、五〇—五一頁) で、諸史料にてでくるケペキー銀貨とシャーフルヒー銀貨に當たるものかとも思われるが、両者が並んででくる場合があり(Ti *khani gürğani* 文書11、一五一頁)、その違いはよくわからない。

ハーニー・テンゲについてはその銀貨表示の後に「新しく打った一ミスカルの純粹な銀ハーニー *khani-yi nuqra-yi sara-yi pakiza-yi yak-mithqali-yi jadid al-darb*」と書かれてあるので一ミスカルすなわち四・八グラムの純銀の貨幣であることがわかる(四〇〇頁、注193)。

(26) 文書3、三三—三四行では「不動産と農耕地の査定人 *nuqawimān-i 'aqar wa diyā'*」と表記されているが、この二つの言葉は一般的にミルクの内容をさす言葉として東西の文獻にみることができる。

(27) 文書4の二番目の署名は文書の右側の餘白に「祈願者ホージャ・カラーン・ブン・サイフ・アッディーンがその内容を調査す。」とあり一般の證人の署名とは異なるようである(四四行)。また、第一番目の署名は文章の下やや離れてあり、そこで紙が切れているように思われる(ファクシミリ五二九頁)。その下に書かれた他の證人達の署名の部分が失われてしまっているのかも知れない。

(28) 注(12)參照。

(29) 彼は一四九六年のバイスンガル・ミルザ(在位一四九五—九七)に對しておこされたタルハン族のクー・デターに對しておこされた反對派とサマルカンド民衆の蜂起に指導的役割をはたし、一五〇〇年のウズベクのシャイバーニー・ハーンのサマルカンド占領の時にはハーンのもとに伺候したサマルカンド、ブハラの貴顯の代表者として名をあげられている。しかし、ザヒール・アッディーン・ムハンマド・バーブルによるティムール朝の再占領に同行し、バーブルのサマルカン

ド撤退後はタシケントのモグル政權のもとに現れ、タシケントのモグル政權がシャイバーニー・ハーンによって崩壊させられたときに捕えられ、ハーンに引き渡され殺された。

従って、チェホヴィチが彼の處刑を一五〇〇年としているのは誤りで(三八八頁、注61)、一五〇三年のこととしなければならぬ。以上 関野英二『バーブル・ナー』の研究

(一)『フエルガーナ章』日本語譯『京都大學文學部研究紀要』二二・一九八三・二〇〇・二七・三〇〇・三〇九・三二・二三頁『Khvāndamīr, *Habīb al-Siyar*, IV, Tehran, 1333, pp. 224, 279, 284, 290, 292, 306. 参照。また、一五〇〇年のシャイバーニー・ハーンのサマルカンド占領までのマ・ワラー・アンナフル支配をめぐるティムール朝末期の政治史は、堀川徹「ティムール朝末期の内訌をめぐる」『東洋史研究』三五・四、一九七七、一一二八頁を参照。また、シャイフ・アルイスラームについては、J. H. Kramers, "Shaikh al-Islam", in *E. I.* 参照。また、磯貝健一氏の御教示によれば、一八四九年に Березин, И. により Kaanb で校訂・出版された *Shaybānī-nāma* と題される史料には「サマルカンドのシャイフ・アルイスラーム・ホージャ・アブー・アルマカリム(p. 88)」という一節がある。しかし氏自身も認められているように當書は遅くとも一五〇五年までに書かれたと考えられている『Tawārikh-i-Guzida Nusrat-nāma』の梗概にすぎないとされており、Акрамов, М. А. による當書のファクシミリ版にはその記述は存在しないとのことである。筆者は、アブー・アルマカリムと行動を共にし

たバーブルが彼の肩書について一切述べておらず、また『バーブル・ナーマ』の記述を補足しながら書いているホンダミールが彼をシャイフ・アルイスラームを出す一族の一員として述べていないことから、彼が實際にシャイフ・アルイスラームであったかどうかの判断を保留し、可能性のみ示唆するにとどめた。

(30) Khvāndamīr, *Habīb al-Siyar*, IV, pp. 37—8, 279.

(31) この文書は二人の別の人物による二つの供述書である。二番目の供述書の物件は一番目の供述書の賣買された共同所有の村の一二分の一の持ち分權に含まれるが、一番目の供述書では賣買から除外するものとされていた物件である。

(32) チェホヴィチの讀みに従った。Двор と譯しているが、讀み自體確認し得ず、意味不明。ただ、これがアラビア語動詞 *qara* の派生形とするならば、「水を集める」という意味があり、形は違いが水路という意味の名詞形もありなんらかの水施設と考えられる (J. G. Hava, *Al-Farā'id Arabic-English Dictionary*, Beirut, 1970.)

(33) ラムトン・A. K. S. (岡崎正孝譯)『ベルシアの地主と農民——土地保有と地稅行政の研究——』岩波書店、一九七六、一九二・二三七・二七〇・二七六頁。

(34) Schacht, J., *An Introduction to Islamic Law*, p. 137. イスラム法における所有權は物の處分權と考えられる物自體に對する權利 (*raqaba*) と用益權 (*manfa'a*) にわけて考えられる。貸貸借は用益權の移動と考えるわけだが、用益權は嚴密に言えば使用權と收益權にわけられ、使用權を取得する

者が収益権を確保する用益権者に對價を拂うと考えられる。共同所有の場合、處分權の行使は難しいので、實質的に賣られるのは用益權の持ち分であり、持ち分に應じた収益權を確保することになる。物がワクフ物件に轉化される場合は、まずその處分權が停止され、ワクフ受益者に用益權が移り、賃貸に出されることすなわち使用權の移動によりその収益權が確保される。

筆者はホージャ・アフラールのワクフ文書において、店舗のスクナヤート *suknayāt* (pl. of *sukna*) とその店舗が建てられている土地 *arsa* とが別の施設のワクフ物件とされている例に對して、不注意にもスクナヤートを *suknayāt* と轉寫し用益權と譯した上で土地使用權とその上に建つ建物の用益權が別々にワクフ物件とされているという解釋を下してしまった(川本正知「ホージャ・アフラールのワクフ文書」五九頁)。これに對して、小野浩氏と柳橋博之氏から轉寫の誤りが指摘され、柳橋氏からは單數 *sukna* は通常は居住權、轉じて建物の營業などのための使用權とすべきであり、用益權とするのは不適當であり、また、土地もその上の建物も別にワクフ物件とされる限りにおいてそれぞれの正しい意味における用益權がワクフ受益者に移り、現實にはその上の使用權の賃貸により収益が確保されると解釋するべきであるとのご教示を受けた。この通りであると思われ、謹んでここに訂正させていただくとともに、お二人のご教示に謝意を表したい。

(35) 森本公誠氏のご教示による。ワクフの寄進の主たる經濟的

動機も遺産分割を避け、一族の財産を合法的に男系子孫に受け継がせていくことにあるとされている。

(36) 遺産を表す言葉として、文書6の譯文に示した *tarikā* 「某の遺産のミルクである土地」 *zamin-i milk-i matrukā-yi* … (文書4、一行)、「某の残した店舗」 *dukkān-i matruk-i* … (文書3、一―二行)のほか、「某の相續人たゞの土地」 *zamin-i waratha-yi* … (文書7、二―三行) という表現もある。

(37) 川本正知「ナクシュバンディー教團」一八七―八九頁。

(38) 文書集三八八頁、注59、*Khwāndamīr, Ḥabīb al-Sīyār*, IV, pp. 53, 122, 273—4、間野英二「『バーブル・ナート』の研究(一)」「フェルガーナ章」日本語譯「二一九頁、堀川徹「ティムール朝末期の内訌をめぐって」五、二四―二五頁參照。アブド・アルアリー・タルハンとその息子、バーキー・タルハン、オルダ・ブガ・タルハンの二人の息子ダルヴィシユ・ムハンマド・タルハンとムハンマド・マズィード・タルハンがマー・ワラー・アンナフルの سلطان・アフマド・ミルザ政權期および末期の動亂期にかけての實質的實力者タルハン族のファミリーたちである。當文書からアブド・アルアリー・タルハンの父の名が確認された。

(39) 彼は一四五一年にアブー・サイードがサマルカンドを取り、マー・ワラー・アンナフルの支配者となった時にヘラートに逃れていたが、一四五五年にアブー・サイード自身の要請によりサマルカンドに歸っている。一四六九年アブー・サイードが白羊朝のウズン・ハサンに敗北し殺されたという知

らせはサマルカンドにおいて受けているが、その後ヘラートに行き一四七二年になくなっている。ホージャ・アフラルとはなはだ仲が悪く、しばしば彼を中傷し、アブー・サイードの死後にはホージャの財産を略奪してもよいというフアトワーを出しかえってその立場を失ったことはホージャの聖者傳が伝えるところである。文書集三八二頁、注24、*Khwandamir, Habib al-Siyar*, IV, pp. 104—5, 川本正知「ホージャ・アフラルとアブー・サイード」三八、四八—四九頁参照。

- (40) 彼については、文書集三八二頁、注26、*Khwandamir, Habib al-Siyar*, IV, pp. 76—7, 89, 92—3, 157, 川本正知「ホージャ・アフラルとアブー・サイード」三七頁、同「ナクシバンディ教團」一八六頁参照。また、彼が属するアルグン族と呼ばれる集團については、川本「ホージャ・アフラルとアブー・サイード」三九頁参照。なお堀川氏は上述のタルハン一族はアルグン族に属するという見解を述べておられるが(堀川徹「ティムール朝末期の内訌をめぐって」一九頁)、その根拠は示されていない。

ティムール朝君主アブー・サイードがウズン・ハサンによって殺された後、サマルカンドのスルタン・アフマド・ミルザ政権のもとでアルグンのアミールたちとタルハンのアミールたちの間の抗争があったことが伝えられ、アルグンのズー・アンヌーン・ブン・フスン・バサリーはサマルカンドを去り、ティムール朝ヘラート政権のフサイン・バイカラにカンダハール方面の支配を命じられ、そこで獨立の政権を維持

した(*Khwandamir, Habib al-Siyar*, IV, pp. 170—1.)。彼が一五〇七年にホラサンに侵入したシャイバーニー・ハーンとの戦いにおいて亡くなった後、息子のシャー・ベグまたはシャー・シュジャーはシンド地方に侵入を繰り返し、シンド地方の既存の政権を次々と屈服させ、一五二二年最終的にカンダハールをパールに奪われた後、インドス川上流のバハルに根據地を移した。一五二四年息子のシャー・フサイン・アルグンが後を継ぐと、ムルタン、タッタをおさえシンド地方全域を支配したが、彼が一五五六年に子供を残さずになくなると、ミルザ・イーサー・タルハンなる人物が下シンドの支配を受け継ぎ、一五九一年にアクバルによってムガル朝に併合されるまでミルザ・イーサー・タルハンの子孫がタッタを中心とした下シンド地方に獨立の政権を維持していた(C. Collin Davies, "Arghua", in *E. I.* 2)。

これがいわゆるシンドのアルグン・タルハン王朝であるが、ミルザ・イーサー・タルハンの子孫によるこの王朝の年代記『タルハン・ナーブ』によれば(*Sayyid Mir Muhammad b. Sayyid Jalal, Tarkhan Nama*, ed. Sayyid Husam al-Din Rashidi, Hayderabad-i Sind, 1965, pp. 5—6. 参圖A—G)「ズー・アンヌーン・アルグンの系譜はイル・ハン朝オルジェイト・ハーンを通じてアルグン・ハーンに遡られ、また、オルジェイト・ハーンの孫にあたるイークー・テムルはティムールとトクタミシュ・ハーンとの戦いにおける戦功によりティムールからその一族にタルハンの稱號が與えられ、その二人の子の一人シャンクルがズー・アンヌーン・

アルグンの九代前の、もう一人のイティルミシユがミルザ・イーサー・タルハンの七代前の先祖であるとされている。これは、若干の食い違いはあるが、アブー・アルファズル『アクバル・ナーマ』の記述にも一致している（恵谷俊之「荅刺罕考」『東洋史研究』二二—二、一九六三、七〇—七二頁）。

要するにこの王朝のアルグン族・タルハン族はチンギス・ハンの血を引く起源を同じくする集團であり、そのうちのタルハンなる名稱はティムールの授けたタルハン稱號によるというわけである。同時代史料からは檢證され得ないこの系圖は、明らかにアルグン・ハーンとの名稱の一致から、アルグン・タルハンのシンド支配、特にタルハンがアルグンの支配を受け継いだことを權威づけ、正當化するために作りだされた系圖であろう。このシンドのアルグン・タルハン王朝においてさえ、既に一六世紀の末には兩集團の起源はわからなくなってしまうていたか、または記述するに足るものとはみなされなかったということを示しているものであり、この系圖から兩者が同族であったとはとてもいえないのである。

また、ティムール朝においては、既に明らかにしたようにアルグンなる集團および集團名稱をもつアミールたちが現れるのはアブー・サイードの即位の時からであるのに對して、タルハンなる集團名稱をもつアミールたちは三代目のシャー・ルフ時代に既にその活動がみられることから、兩集團は起源的にも別の集團であろう。事實であるかどうかはわからないが、『タルハン・ナーマ』はマー・ワラー・アンナフル

とホラサンのタルハン族 (qawm-i Tarkhan) はチンギス・ハンのタルハン稱號授與によるものであり (pp. 4—5)。⁴¹⁾ ティムールによるシンドのアルグン・タルハンは別の集團であるとしている。なお、タルハンが特權身分としての稱號であることについては上述の恵谷論文参照。

(41) 本田實信氏のイル・ハン朝時代の研究によれば、pādshāhī《王國の》というペルシア語は divānī と同義に用いられ、同じく國有地の意に用いられるとされており従った（本田實信『モンゴル時代史研究』東京大學出版會、一九九一、二六六頁）。また、一四世紀前半のチャガタイ・ハン國治下のブハラ、ワクフ文書の鄰接地の記述には、mamaka-yi divānī, mamaka-yi injā なる土地があらわれ、それぞれディーワーン、イーンジャーに屬する國有地の意味であろう（加藤和秀『O・D・チェホヴィチ著『十四世紀ブハラのワクフ文書』『東洋學報』五二—四、一九七〇、一二九頁）。イーンジャーについては本田實信『モンゴル時代史研究』二四七頁参照。また、後のブハラ・ハン國の土地所有形態の研究によれば、やはり私有地、ワクフ地の他、arādi-yi mamaka, zamin-i mamaka, arādi-yi pādshāhī, zamin-i pādshāhī などの言葉が國有地と譯され、ブハラ・ハン國時代の國有地の内容がある程度明らかにされてゐる（Абдураимов, М. А., *Очерки аграрных отношений в Бухарском Хандстве в XVI—первой половине XIX века*, Ташкент, 1970, том 2, pp. 1—28.）。

THE PURCHASE DEEDS OF KHWĀJA AḤRĀR AND THE OWNERSHIP OF REAL ESTATE IN THE FIFTEENTH-CENTURY CENTRAL ASIA

KAWAMOTO Masatomo

It has been a well-known fact that Khwāja Aḥrār, a shaykh of Naqshbandī Order in Samarqand under Timurid dynasty, had a large amount of real property in the second half of the 15th century. The publication of O. D. Chekhovich's *Samarkandskie Dokumenty XV-XVI vekov* in 1974, enabled us to enter into the deeper details. This book contains twelve documents in the 15th century, of which four are waqf documents, and eight are purchase deeds. Through a research for the forms and the contents of these eight purchase deeds, the author reveals the following points on the ownership of real estate in Central Asia, i. e. 'milk.'

First, the eight documents, all written as iqrār, show us that 'milk' was registered as an authorized private property according to the sharī'a in a Islamic court. Secondly, including agricultural lands, villages, shops, ḥammām, and their mushā', or joint ownership, 'milk' was purchasable and inheritable, and was frequently transferred into waqf property. In the third place, the owners of 'milk' were shaykhs, 'ulamā', amīrs, and the other representatives of the wealthy class. The ownership of 'milk' was a means of their investment for economic profit.

ON THE METHOD OF BREWING IN *BEISHANJIUJING* 北山酒經

NAKAMURA Takashi

Beishanjiujing, written by Zhu Gong 朱肱 in the late Northern Song era, explains the production in those days of alcoholic drinks in Zhejiang province, which formed the origin of today's Zhejianghuangjiu 浙江黃酒.